B社における技能労務職相当職種の賃金体系の概要

会社の概要

事業内容 車両管理を主体とした業務の受託

資本金 100百万円

売上高 30,370百万円(平成19年度)

1 雇用形態別従業員数

①「一般社員」(主に管理部門)

約 500人

②「営業社員」

ア) 「レギュラー社員」 (原則1年間の有期雇用)

約2,000人

イ) 「プレミア社員」 (期間の定めのない雇用。技能労務職員に相当)

約1,300人

③「準社員」(日給制)

約2,000人

※ 以下、「営業社員」の「プレミア社員」について記述。

2 賃金テーブルの数・種類

- ・給料表(賃金テーブル)は、自動車運転手だけでも、「旅客用」、「自家用」、「観光」に分かれるなど、職種ごとに分かれている。
- ・生計費を勘案し、全国を十数に分け、さらにその十数地域をA、B、Cの3ランクに分けた地域ごとに賃金テーブルを変えている。(手当ではなく、基本給の水準が地域ごとに異なる。)

3 賃金テーブルの構造

- ・各賃金テーブルには、公務員の給料表の「級」、「号」に相当する組合わせがある。
- ・各賃金テーブルには、10の級がある。(級ごとの号の数は不明。)

4 賃金テーブルの運用(個々の社員に係る賃金決定の考え方)

(1) 初任給

- ・初任給は、学歴を反映している。
- ・初任給や賃金水準を決めるに当たり、特に依拠している指標は無く、同業他社の 水準もあまり気**にしていない**。

(2) 昇給・昇格

①職務との関連

・各級への個々の社員の格付けは、「職能資格等級規程」に基づいて行っている。

②毎年の給料決定

- ・毎年1回、人事考課の結果を受け、同一級内で昇給する。特段の問題がなければ、昇給する。
- ・昇格(級の上昇)に当たって資格の取得を要件とはしていない。

5 諸手当

- ・昇格(級の上昇)に当たって資格の取得を要件とはしていないが、取得した資格に 応じた「資格手当」の仕組みがある。
- ・ 勤務実績が良好な場合 (無事故運転等) には、毎月、報奨金 (手当) が支給される 仕組みがある。
- ・一般社員及び営業社員のうちのレギュラー社員の賞与は、業績に応じて支給されるが、プレミア社員の賞与は、採用時に示した定額である。

6 賃金決定等に係る労使交渉の状況

- ・社員による親睦会組織はあるが、労働組合は組織されていない。
- 毎年のベースアップ(賃金テーブルの改定)はない。

7 受託前(行政直営時) との業務内容の異同

・特に大きく異なる点は無いと考えている。